

夢みなとタワー蓄電池更新委託業務仕様書

1 業務名称

夢みなとタワー蓄電池更新委託業務 (以下「本業務」という。)

2 業務の目的物及び内容

業務場所	鳥取県立夢みなとタワー
業務場所	境港市竹内団地 255-3 機械室 2階 ※添付資料 1 を参照。
業務の概要	本業務は夢みなとタワーの経年劣化した非常用自家用発電機始動用蓄電池及び直流電源装置用蓄電池を更新し、設備機能の保全を図ることを目的とする。
業務期間	契約締結日から令和 6 年 3 月 1 5 日まで

3 業務内容

(1) 本業務に含むもの

内容	名称・形状・品番・寸法等	数量
非常用発電機始動用蓄電池 更新 (機器搬入、据付、設置 含む)	触媒栓付ベント形据置 鉛蓄電池 型番 HS-200E 電圧 24V 2V×12 セル (消防法に基づく蓄電池設備型式認定品) 200Ah/10HR 減液検出装置内蔵	1 式
直流電源装置用蓄電池 更新 (機器搬入、据付、設置 含む)	制御弁式据置鉛蓄電池 型番 SNS-200 長寿命型 電圧 108V 2V×54 セル (消防法に基づく蓄電池設備型式認定品) 200Ah/10HR,	1 式
雑材料費		1 式
既設品撤去・処分費		1 式
仮設蓄電池費		1 式
試験調整・動作確認費		1 式
諸経費		1 式

(参 考 既設設備)

内容	名称・形状・品番・寸法等	数量
既設非常用発電機始動用蓄電池	触媒栓付ベント形据置 鉛蓄電池 HS-200E (GS ユアサ) 定格容量 200Ah/10HR 公称電圧 24V (12 セル)	1 式
既設直流電源装置用蓄電池	制御弁式据置鉛蓄電池 MSE-200 (新神戸電機) 定格容量 200Ah/10HR 公称電圧 108V (54 セル)	1 式

(2) 銘板又はシール(規格、製造年月、製造者、次回交換時期等を記載)を貼り付けること。

(3) 本業務に伴い一次配線、二次配線ならびに信号配線は既設再利用とするが、配線長が不足するなど配線作業が必要となる場合は、受注者負担にて対応すること。

(4) 撤去品については、関係法令に準じ適正に処分すること。

4 特記事項

(1) 業務責任者

受注者は、本業務実施前に作業従事者のうち、技術者 1 名を業務責任者として選任し、発注者

に通知すること。

(2) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編：令和4年版）によるものとする。

(3) 作業日時、方法

本業務作業実施日は、施設管理者と調整の上、決定すること。なお、作業実施に当たっては事故のないよう細心の注意を払い実施すること。

(4) 提出書類

名称	部数	提出時期
業務責任者選任通知	2部	契約締結後速やかに
業務計画書（工程表、改修手順書 試験計画書）	2部	契約締結後速やかに
納入仕様書	2部	機器発注の7日前までに
業務報告書 ※	2部	業務終了後7日以内に
業務完了報告書	1部	業務完了後14日以内に
保証書（保証は納入日から1年以上とする。）	1部	機器の引渡し時に
その他、発注者が指示するもの		

※業務報告書に含むもの

- ア 工場試験成績証明書：性能試験（試験成績証明書でも可とする）
- イ 現地試験：外観検査、充電電圧、蓄電池電圧測定
- ウ 据付、調整作業の写真
- エ 保守に必要な資料
- オ 既存蓄電池等処分の写し

(5) 光熱及び水道等の利用

受注者は、本業務に必要な光熱及び水道は、業務計画書により発注者の承諾を得て無償で使用できるものとする。

(6) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。

また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

5 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

- ア 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- イ 受注者は、本業務に従事する者並びに（3）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、アの規定を遵守させなければならない。

ウ 発注者は、受注者がア及びイの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

エ アからウまでの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 委託料の支払

ア 受注者は4の(4)の業務完了報告書の内容が適正と認められた通知を受けた後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

イ 発注者は、アの規定による正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を受注者に支払うものとする。

(6) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(7) その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。